

「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断の結果の公表について

平成 25 年に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づき、「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断の結果の公表を行いました。

（盛岡市の区域については、所管行政庁である盛岡市から公表されます。）

1 改正内容

不特定多数の者が利用する大規模建築物等（以下「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果報告が義務付けられ、所管行政庁（岩手県知事）は報告を受けたときは、当該報告の内容の公表を行う。

2 対象建築物

不特定多数の者が利用する建築物、避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもので、現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）によらないもの。

（別添 1 「要緊急安全確認大規模建築物の規模等要件」参照）

3 公表内容

建築物の名称、位置、用途、安全性の評価の結果、耐震改修等の予定等。

（別添 2 「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果」参照）

4 公表方法

岩手県公式ホームページへの掲載並びに県土整備部建築住宅課及び各広域振興局土木部建築指導課にて閲覧。

今後、公表内容について耐震改修状況等の進捗状況により随時更新していきます。

5 県の取り組み

平成 25 年度 法改正、対象建築物の抽出等

平成 26 年度 対象建築物所有者へ耐震診断結果の報告依頼

平成 27 年度 対象建築物所有者へ耐震診断、改修予定等の状況確認、報告書の督促

平成 28 年度 耐震診断結果の精査及び公表

県では、地震に対する安全性の向上を図るため、引き続き所有者に対する指導と併せて支援を行います。

問合せ先 県土整備部建築住宅課 建築指導担当 019-629-5935
